

各委員提出資料

目 次

秋田委員提出資料	．．．．． P . 1
池田委員提出資料	．．．．． P . 3
岡本委員・中島委員提出資料	．．．．． P . 5
奥山委員提出資料	．．．．． P . 9
菊池委員提出資料	．．．．． P . 11
坂崎委員提出資料	．．．．． P . 13
北條委員提出資料	．．．．． P . 17
宮島委員提出資料	．．．．． P . 19
山縣委員提出資料	．．．．． P . 23
山口委員提出資料	．．．．． P . 25

「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて（案）」の実現に向けて

秋田喜代美（東京大学教育学研究科）

本中間とりまとめ（案）が、乳幼児期という生涯初めの時期のすべての子どもの良質な育成環境の保障と子育てを社会全体で支えることが、国や自治体に取り組むべき最重要課題の一つであることを社会に示し、「子ども」のことが税と社会保障制度の一体改革で検討すべき優先課題として位置づけられた意味は大きい。少子化ならびに経済格差に直面する我が国の現状において、人生前半の社会保障の実現を通して、全世代支援型社会保障制度への転換枠組みを明確にし、日本の未来を担う子どもたちの人材育成、保育・学校教育による人生早期からの未来投資の重要性を示した点は、日本社会全体の今後の長期的なグランドデザインを創る上で、本とりまとめ案の果たす意義はきわめて大きいと考える。したがって、**本中間とりまとめ（案）が、新システム検討会議の中間とりまとめ報告として1つの会議報告書として提出されるにとどまって終わることなく、法案として確実に提出され、その成立と実現を願うものである。**

しかし同時に、本とりまとめ案は、子ども子育て新システム制度構築途上の一過程のものであり、今後に残されている検討課題の方が多い。それらの検討課題の決定の方向性によっては、**良質な育成環境の保障、質の高い保育・学校教育の実現という当初の理念や目的の達成がなされるのかという、数多くの懸念が持たれる。**子どもの保育・学校教育は、すべての地域のすべての子どもを対象とし、国・自治体という公的实施主体が実施責任を有し、国の人材育成という公共の目的をもつ事業である。他世代の社会保障と異なり、子どもという受益者の声は、政策実現の場に直接反映されることがない。子どもという声なき者の発権権を保障し、子どもの最善の利益を守るために、継続的安定的な制度実現にむけて、以下の点を今後に残された論点として改めて指摘しておきたい。

1 国による最低基準の設定：質の高い保育・学校教育という公的事業の目的実現のためには、施設面積や施設設備、学級担任制、人員配置基準等に関して、国による最低基準が設定されること、その基準が現在以上の良質の保育を保障する基準となることが不可欠である。こども指針において告示され法的拘束力をもつ各施設要領に基づく保育が実現されるためには、それに見合った物理的環境、人的環境の保障は必須不可欠である。それは、国によって告示される課程の実現の保障としてされるべきものである。したがって、地方の裁量にゆだねる範囲をこれ以上増やすことなく、国の責任のもとで最低基準が設定されることが、すべての子どもの保育の質確保に不可欠である。

2. 義務的経費による財源保障：基礎自治体間の経済格差が拡大している中で、すべての地域で一定の水準以上の保育・学校教育を保障していくためには、これまで同様、あるいはそれ以上に**義務的経費として一定の財源を公費投入することが不可欠である。**地方裁量の自由度を高める事業部分と義務的経費事業部分を明確にした公費の財源保障が必要である。

3. 特別な支援の必要な子どもの優先的な受け入れ体制の計画的な充実：優先的に受け入れが必要な子どもについて、今回の取りまとめ案では、「受け入れ体制が整っている施設については優先的に選定する」旨が記載されている。しかし受け入れ施設体制自体を自治体が事業計画として計画的に策定し体制を整え、どの施設でも受け入れを可能にしていくことが、すべての子どもへの等しい保障のために将来的に求められる。

4. **公的体系の原則に則った制度設計の実現**：保育・学校教育は、公共性の点から、未来投資への安定性・継続性を長期間に渡り保障できる公的制度設計の原則に則って行われることが根本原理である。生涯にわたる人格形成の基礎を培うために3-5歳におけるユニバーサルな学校教育がなされること、ならびに0-18歳のすべての子どもの最善の利益の保証がすべての地域で実現されていくためには、保育・学校教育の質の保障が、切れ目のない小学校以後の教育への円滑な接続という学校教育体系、0-18歳までの児童福祉体系という公的制度体系の制度設計の基本原則のもとで設計実施されることがもとめられる。学校教育体系によって教育の質の平等の保障が、戦後60年間の日本の人材育成と成長戦略に寄与してきた歴史に学ぶこと、質の高い保育を実現している北欧を始めとする先進諸国はすべてどの国も、公教育体系の原則に則り保育・幼児期の学校教育の基本制度設計がなされているという国際社会の現状に学ぶことが、子どもたちの人材育成という、国の根幹の長期的制度設計の実現原理として不可欠である。それは、多様な事業主体の参入を阻むものではない。人材という未来投資への制度設計の原理は、新自由主義の市場原理、経済の論理ではなく、公的な福祉制度と教育制度体系の原則に貫かれるべきであり、その原理にふさわしい法令化が求められる。

5. **真の幼保一体化に向けた政策的誘導の給付による強化**：こども園、こども指針に関して、多様な施設形態が当面の間現存しているのは、一体化への途中過程であることが、WT会合では繰り返し議論され共有されてきたところである。この一体化のためには、政策的誘導が不可欠である。保育・学校教育の場が混乱することなく、着実に持続可能な真の幼保一体化にむけて進行し、0歳から就学前までの保育と3-5歳のユニバーサルな学校教育を保障するためには、給付による誘導の強化が継続的に一定期間保障されていくことが不可欠である。

6. **地域型保育給付事業における質の保障**：すべての子どもに切れ目のない良質の保育保障のためには、待機児童対策としての量的拡充においても、小規模保育、家庭的保育においても、指定基準の設定と共に、職員の研修の努力義務化や自己評価を求めるなど質の保障を図ることが求められる。

7. **新システムにおける実施と評価サイクルの明確化**：本システムの実現にむけての検討が喫緊の課題である。しかし、実施のみを優先し評価サイクルは実施後に検討するという方向ではなく、質の改善過程を実施体制の一貫として計画し、国・都道府県・市区町村・園が、それぞれ質評価を自律的にその専門性を発揮して行っていく仕組みの検討が、安定性を持った持続可能な体制づくりのために求められる。形式的な評価主義や利害関係者のレイマンコントロールによる評価主義ではなく、自律的な専門家による質評価のシステム構築が求められる。

最後に、残された検討課題がどのような手順を経て検討されていくのか、その工程表を明示いただくことが、子どもを現在通園させている、あるいはこれから通園させる保護者や、保育・幼児教育に携わる人々、保育士や幼稚園教諭になろうとしている人やその養成に携わる養成校関係者のために必要である。本新システムの取りまとめや今後についての報道等で不安や誤解に陥る人たちが出ないように、社会に対して公的に説明が正しく伝えられるよう努められることを望みたい。

以上

平成23年7月6日

子供が豊かに育つ幼児期を保障するために

・・・生涯にわたる人格形成の基礎を培う・・・

全国国公立幼稚園長会

本会は、子ども・子育て新システムが、将来この国を担う人材育成という大きな視点に立ち、幼児教育が人格形成の基礎をつくること、義務教育及びその後の教育の基盤となっていくことの重要性を十分踏まえて検討されることを強く願うものである。

少子高齢化の進行や保護者の就労状況等の変化が著しい中、改めて、全ての子供たちに、発達段階に応じた豊かな成育環境を整え、「自他ともに充実した人生を生き抜く力」の基盤づくりをしていくことが、我々大人の責任であると考えます。

総合施設（仮称）の創設に当たっては、質の保障された学校教育・保育が、確実に一人一人の子供に提供されるような制度設計が不可欠であることから、以下に、本会としての意見をまとめる。

記

1 「学校教育としての幼児教育」のみを希望する保護者の願いを大切にします。

現状では、幼稚園に対して4～5時間の「学校教育としての幼児教育」を希望する保護者が多数いる。家庭ではできない集団生活を通しての教育を望むと同時に、親として、家庭教育への責任と喜びをもって子育てをしているのである。幼児期は、親子の愛着形成を確立させる意味でも、親子が一緒にゆったりとした時を過ごすことの価値をぜひ理解していただきたい。

2 「みんなで子育て・楽しく子育て」の発信と親育ち支援を大切にします。

核家族化や居住環境の変化等により、子育て家庭の親同士の交流機会が減少している。子育ての悩みを共有し、解決法を見出そうとする過程に、親が親として育つ重要な営みがある。子育ては親育ちである。子育て文化を次代に継承していくことが軽んじられてはならない。

3 保護者の多様な生き方、地域で社会貢献して生きる姿を大切にします。

子育てを通して地域社会とかかわりたいと考える人の生き方が認められるべきである。様々な価値観をもった家庭が地域に存在することで、地域コミュニティが活性化し、子供の健全育成も図られる。「ゆりかごから墓場まで」の風潮は無縁社会につながる。保護者が、4～5時間の幼児教育と長時間保育を自由に選択できるようにしていただきたい。

- 4 3歳以上の全ての子供に保障されるべき学校教育については、総合施設（仮称）を含め、義務教育に接続する学校教育として位置付け、小・中学校と同様に、国や地方公共団体の適切な関与を義務付け、教育の地域格差が生じないようにする。

幼稚園は子供が会う初めての学校である。指導監督、評価、設置基準、研修、身分、人事服务等の制度を国と地方の役割分担の中で具体的に整え、教育の持続性・確実性・公共性等が担保されるようにしていただきたい。

特に教育委員会の関与や評価の義務化など、外部の目が教育・保育の現場に入るシステムの構築、学級担任制や教育公務員としての身分保障は、質の維持・向上を左右するので、ぜひ高い水準での設計をしていただきたい。

- 5 質の維持・向上のための十分な財政措置と財源確保の保障をする。

30人学級の実現など質の維持・向上のために、十分な財政措置を講ずるとともに、国から市町村への一括交付金が確実に子供のために使われ、公の支援が子供自身に確実に届く制度にしていきたい。

- 6 子供の健やかな成長が保障される制度となるためには、保護者も含めた教育・保育現場に不安や混乱を生じないように、十分な説明と準備期間を設ける。

理念と制度、そして現場での実践が円滑になるには時間が必要である。保護者も含めた教育・保育現場に不安や混乱が生じないように、十分な説明と準備期間を設けていただきたい。

<終わりに>

全国国公立幼稚園長会は、現在、全国津々浦々で幼児教育に情熱をもち、汗を流している約5,000名の園長、25,000名の教職員と共に小学校就学前教育・保育に力を注いでいる。今後7～8年先までを見通し全国規模の研究大会を計画、7ブロックによる研究大会、保護者参加体験型のキャンペーン研修会やリーフレット作成等を進め、教育内容の充実に貢献すべく努めている。

今後も、子ども・子育て新システムの理念や幼保一体化の目的に寄与する意味でも「希望する全ての子供に質の高い学校教育・保育を！」を目指し、追究していく考えである。

「子ども・子育て新システム」に関する中間取りまとめにあたって ～子ども・子育てを社会全体で支えるしくみの前進を～

日本労働組合総連合会
会長代行 岡本 直美
総合政策局長 中島 圭子

政府・与党社会保障改革検討本部は「社会保障・税一体改革成案」を6月30日に決定し、7月1日に閣議報告した。社会保障・税一体改革の議論を通して、「全世代支援型の社会保障」への改革の必要性が共通認識となったことは、大いに評価すべきである。子ども・子育て、若者への支援は「未来への投資」であり、すべての子ども・子育てを包摂する「子ども・子育て新システム」(以下、新システム)の実現は、日本社会の将来にかかる重要な課題であることをあらためて確認しあいたい。

そのためにも、「新システム」のあり方をめぐる関係者の議論は重要であり、様々な立場やアプローチはあっても、子ども、子育て当事者・利用者の権利性が後退しないことを前提に、着実に検討を進めていく必要がある。本ワーキングチームでの議論は「中間とりまとめ」を一里塚として、基本制度案要綱で提示された理念や方向を踏まえ、今後とも丁寧に進めていく必要がある。

子ども・子育てのトータルシステムたる「新システム」の着実な実現に向け、今後の議論や具体化の中で留意すべき基本的事項について再確認したい。

記

1. 子ども・子育てのトータルシステムとしての「子ども・子育て新システム」

「新システム」は、子ども・子育てを社会全体で支えるためのトータルシステムであり、「中間取りまとめ」はこの間の議論のとりまとめであり、その一工程と捉える。

「新システム」の基本は、人権からのアプローチである。障がい児や要保護児童、社会的支援を必要とするすべての子どもと子育てが後退することがあってはならない。利用保障の仕組みを確実に組み込み、前進させる必要がある。

2. 利用保障と市町村関与

(1) 基本的考え方

「基本制度案要綱」において「新システム」の第一目的に示された「すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切に作る社会」を実現するため、福祉的機能の充実と底上げをはかるべきであり、格差の拡大や「社会的排除」が発生することのない基盤整備は不可欠。

こうした観点から、子ども・子育てにかかる施設やサービス、事業等にかかる

制度設計については、自治体の実施責任と権限を明確にし、権利性を伴う利用保障の仕組みとその実効性を担保しなければならない。なお実施責任は、できる限り生活圏域である基礎自治体におくことが望まれる。

(2) 利用保障と市町村関与

サービス資源にアクセスしにくい保護者やひとり親、スキミングされやすいと想定される障がい児や低所得者など、本来優先されるべき子どもの利用が保障されなければならない。

優先的利用や支援が必要な子どもや保護者を確実に支援するため、市区町村の権限と責務を明確に位置づけ、「あっせん・調整」「要請」等の権限を現行通り付与すべきである。

「措置」は介入的支援には効力を発揮するが、当事者の任意性の排除も可能なことから権限が強すぎる場合があり得る。このため、「要請」機能が適切に活用される必要がある。また、事業者は最大限これに協力しなければならない。

(3) 応諾義務

市区町村が契約関係当事者とならない場合には、従来以上に厳正な「応諾義務」の遵守が必要となる。そこで、応諾義務違反の場合の是正措置及び受給権者保護のルールが必要である。

「正当な理由」は国の責任で限定的に定め、無制限に拡大すべきではない。また、事業者は客観性・公正性を担保し、説明責任を果たさなければならない。

(4) 公定価格と上乗せ徴収

必要な給付水準を「公定価格」で保障し、職員配置を考慮した価格設定を行う必要がある。

「公定価格」に加え、実費の「上乗せ徴収」を認める場合であっても、徴収額の上限設定と徴収可能な実費の範囲の明確化が必要不可欠である。「補足給付」の考え方については、介護保険制度等の他の「補足給付」等と勘案して妥当か検討すべきである。

実費以外の「上乗せ徴収」については、徴収額の上限設定や徴収可能な実費の範囲の明確化が必要である。高額な入学金や保育料等は、低所得者等にとっては仮に免除されてもスティグマとなりかねず、結果として一定の利用者を排除することにつながる。結果として「公定価格」制度を形骸化させることにもなりかねず、慎重な対応が必要である。

3. 放課後児童クラブ（学童保育）、障がい児、社会的養護等の拡充

(1) 放課後児童クラブ

放課後児童クラブを児童福祉法第7条の「児童福祉施設」に位置づけ、市区町村の実施義務、施設基準や人員配置基準などを法制度上明確に設定すべきである。

現状の「放課後児童クラブガイドライン」は法的拘束力が無いため、法的拘束力のある面積、施設・設備、保育時間、指導員の配置基準、指導員の資格などに関わる最低基準を設け、質・量の向上を早急にはかるべきである。なお、その際、経過的対応・経過措置を併置する必要がある。

保育所、「総合施設（仮称）」を含む「こども園（仮称）」等から連続した保育環

境を保障し、「小一の壁」を解消するために、基盤整備の後、将来的には「こども園（仮称）」等と同じ権利性を担保した個人給付が望ましい。

（２）要保護児童施策

社会的養護については、最も質量の改善が必要な分野であり、制度や実施主体の分立の解消など実効性や迅速性が求められている。関係審議会の議論等も踏まえ、今後速やかに施策の精査・拡充に向け検討を進める必要がある。

要保護児童や社会的養護を必要とする子ども達の貧困な養育環境を改善し、よりよい環境での生活や支援が可能となるよう、支援体制の拡充が喫緊の課題。

（３）障がい児施策

障がい児支援制度においても、制度や実施主体が分立しており、利用者の立場に立った一元的な利用支援の仕組みが必要である。

４．「総合施設（仮称）」

（１）設置基準

施設基準、職員配置基準などはナショナルミニマムとして国が責任を持って基準を設ける必要があり、子どもの安全と育ちの観点から、最低基準の抜本的な引き上げ・改善をはかるべきである。

（２）職員の身分等

職員の身分や研修、給与及び福利厚生等については、一方的な不利益が生じることの無いよう、労働組合や関係機関と協議の上で制度設計を行うべきである。なお、「政治的行為の制限」についてはセンシティブな課題であり、今後慎重に検討すべきである。

５．財政措置及び財源

財政措置については、最低基準を法制度上位置づけた上で、必要な給付財源が確実に子ども・子育て支援に届く仕組みとし、義務的経費として公費投入する必要がある。

子ども・子育て事業に関する特定財源として「子ども・子育て包括交付金（仮称）」を位置付け、補助金等適正化法の適用対象とした上で、国において用途の適正性を把握することができる仕組みとすべきである。

「新システム」では、子ども・子育てにかかる給付の一体化が目指されているが、財源のあり方も一体化する必要がある。現在一般財源化（地方交付税）されている障がい児にかかる地域支援事業、公立保育所運営交付金相当分等についても子ども・子育て特定財源として一体化を図る必要がある。財源が一体化しなければ、「一国二制度」となり、「新システム」による給付の一体化は実現できない。

一般財源は用途が特定されない財源として自治体に交付されているため、その用途が特定できず、多くの公立保育所では非常勤が半数を超えるなど社会的規制力が働いていない。また、待機児問題を抱える都市部の自治体では、地方交付税不交付団体である場合が多く、保育所等の受け皿の量的拡大に苦慮している現実がある。

自治体が独自財源で実施している事業について、例えば普遍化すべきものにつ

いては費用の裏付けとなる財源を統一的に手当するなど、その在り方について十分な検討が必要である。

6. 公費負担割合および利用者負担

子ども・子育てにかかると公費負担割合は、保育所でも公費負担割合は約 6 割にとどまっており、他の社会保障制度に比して総体的に少額であるので、利用者負担の公平性をはかる方向で検討していく必要がある。

価格設定は公定価格とし、保護者負担は「応能負担」を原則とするべきである。

7. 人材確保と処遇改善について

児童福祉分野においても人材不足が深刻であり、処遇・賃金の低さを改善し、離職防止、定着促進が課題となっている。また、非正規職員の処遇改善、資格取得支援など、人材確保策が急務。

対人サービス職の費用の要は人件費であるため、一般的に人件費・処遇と費用の用途制限は直結している。このため、処遇低下、離職の悪循環を招かないよう、運営費に一定の用途制限をかける必要がある。

8. 「子ども・子育て会議（仮称）」について

「子ども・子育て会議（仮称）」の設置にあたっては、多様なステークホルダーの参画に留意すべきである。今後のワーキングチームや「子ども・子育て会議（仮称）」にあっては、放課後児童クラブ関係者、社会的養護関係者、障がい児家族などの参画が課題と考える。

地方版の「子ども・子育て会議（仮称）」の設置においても、同様の考え方を基本とすべきである。

9. 国と地方の役割分担

従前より議論となっているが、社会保障にかかるナショナルミニマムと地方分権は対立概念ではない。市民の人権、健康で文化的な生活を守り、サービスを提供する仕組みの問題であり、どちらも尊重されるべきスキームである。

その上で、サービス供給の実施主体及び仕組み、財源のあり方の問題と考える。国と地方の協議の場だけでなく、当事者たる納税者、利用者、当事者の意見も十分に勘案されたい。

以上

子ども・子育て新システム中間報告にあたって

(前文について)

1. 親の経済力や幼少期の成育環境によって格差が生じることがないように、すべての子どもが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されるよう取り組む。

このことは、子どもの育ちを、家族のおかれた状況に任せるだけではなく、社会全体で応援するということであると思います。この価値観を、例えばアメリカのヘッドスタートやイギリスのシュアスタートのように、わかりやすい文言でアピールしていく必要があると思います。

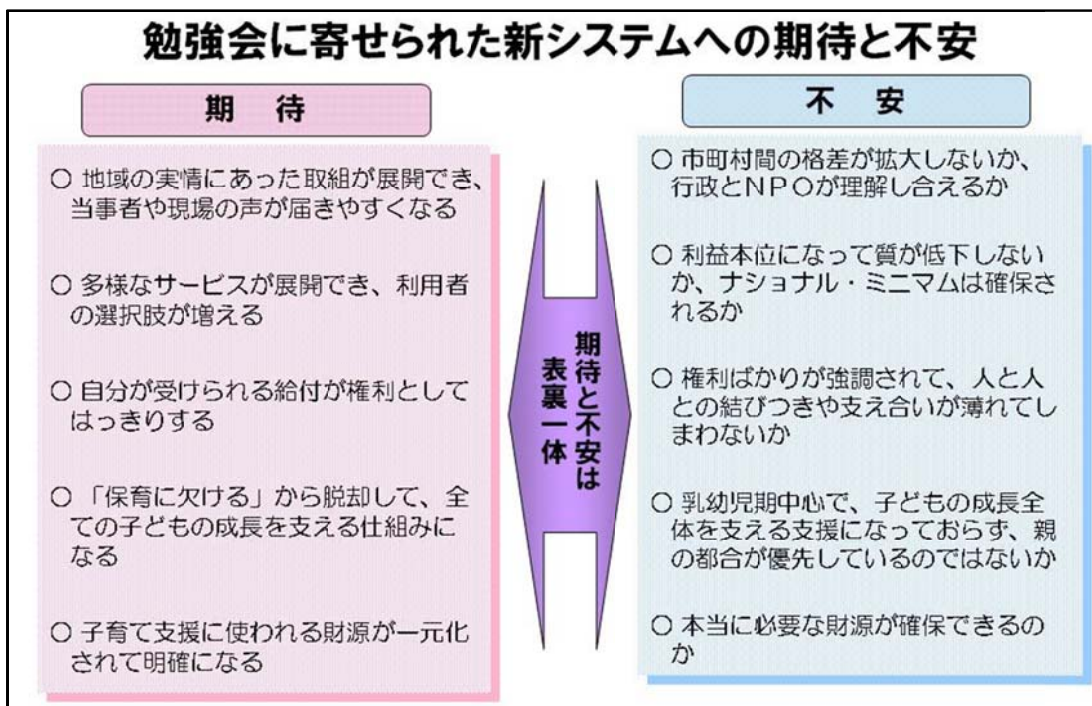
2. 子育てとは本来、日々成長する子どもの姿を通じて親に大きな喜びや生きがいをもたらす営みである。親が子育ての充実感が得られるなど「親としての成長」も支援していく必要がある。

子どもの育ち支援か、親支援かというような二者択一の考えではなく、子どもが生活する家庭の安定・調和を意識し、家庭全体が成長・発達するプロセスをライフステージごとに、また分野を越えて総合的に応援することが大切であると考えます。

●今後の制度設計にあたって

1. 理念、哲学を、わかりやすい言葉で、国民が誰でも知っている言葉に育てる。
2. 目指すべき目標(姿)を具体的に示す。プロセスを見せる。
3. 国、県、市町村の役割分担の明確化。市町村への支援体制と市町村裁量を強化する。
4. 多様な主体が、新システムに関与できる仕組みをつくる。(市町村子ども・子育て会議)
5. 家族に寄り添う支援として、個別の対応(パーソナルサポート)ができる専門性の確保及び、子どもに関わる人材の身分保障と安定的雇用を確保する。

(参考)につぼん子育て応援団の勉強会での市民の声





育ちあい

◆2年前、2歳だった息子はトラブルメーカー。おもちゃを取ったり、お友だちを訳もなく押し倒したり、息子が行く先々で泣き声上がる。「私の育て方のせいなのか」とひどく落ち込んだ。それから2年、4歳になった息子はすっかり面倒見の良いあんちゃんだ。下の子たちには優しく、同い年の子とは言葉で思いを伝えながら楽しそうに遊ぶようになった。その成長した姿がとても嬉しい。

◆母親達は学びあい励ましあい、子ども達はいろんな大人とかかわりながら遊び、まるで大きな家族のようでした。子育てで大事なことは、すべて支援センターが教えてくれました。人間関係が希薄な今であっても、人と関わることでしか解決できないこともあるのだと気付かされました。

支える

◆家に缶詰で、夜泣き、後追い、授乳、おむつ交換、離乳食、家事が私の生活の全てでした。ほとんど誰とも会話をすることが出来ない状態で、24時間休みなしの育児。「この子は、自分を困らせるためにいるのでは?」、そんな考えがよぎる自分に日々罪悪感を覚えています。

ある日、泣きながらすがってくる子に大きな声で怒鳴り散らしてしまいました。自分が情けなく、また子どもに申し訳なく、涙が出てきました。それと同時に体から湧き上がってくる強いやり場のない怒りが自分でも恐ろしくなり、「15分でも30分でも預かって」と、わらにもすがる思いで託児所へ。しかし断られ、途方にくれ、頭が真っ白になってしまいました。

そのとき「支援センターならきっと話を聞いてくれる」ぼんやりした頭で、電話していました。「お母さん一人では子育ては無理。抱え込んではいけない」と、子どもを慈しんで育てられない私を責めることなく、励ましてくださいました。

◆3歳の長男は2歳半の時、自閉症と診断されました。多くの問題と向き合う日々です。障害という大きな壁を越えられない私に、先生方はいつも笑顔で接してくれました。そして、私と息子のために、一人で遊ぶスペースを作ってくれました。息子にはすごく大事なスペースです。不安な気持ちを落ち着かせて、また出て遊ぶ勇気をくれます。障害を理解していなければ、対応は違うと思います。

そんな笑顔の力もあり、私も少しずつ笑えるようになりました。そして気付いた事。ママが笑っていないと子どもも笑ってくれない。子ども達と皆さんの笑顔に救われ、私の世界は色をもどしていきました。



つなぐ



◆実家が遠い私にとって大きな心の居場所となった。子育ての喜びも悩みも分かち合える。他愛のない会話で笑い転げたり、時には転動していく友だちに涙したり。一人じゃない、みんなで子育てしていけるって幸せ。

◆急な転勤で福岡から沖縄へ。右も左もわからない土地での初めての子育て。どんなに淋しく心細かったか…。ある日、先輩ママから「ママと離れて友達と遊べるようになったさ。成長しているさ〜」と。この言葉がどれだけ嬉しかったことか。沖縄に来て「一人で子育てがんばらない」と、肩に思いっきり力をいれていた私。自分の子どもをちゃんと見ていてくれる人がいるということ。私は一人じゃないんだと肩の力が抜けていくのがわかりました。

地域の人たちと

◆小学3年生の今もフリーマーケットや、玉ねぎほり、などいろいろな楽しい行事に参加することができました。また、学校の帰り道、ひろばの前を通ると、いつもスタッフの人たちが、声をかけてくれるのでほっとします。ひろばの前の薬局のおばさんも、おぼえてくれているので、ちょっとてれくさいです。(ひろばの元利用者)

◆そこでは5、6人のおばあちゃん達がサポーターとして積極的に子どもと関わり、遊んでくれている。その優しい眼差し、大らかな包容力、あったかい手。和やかな空気にすっぽり包まれてしまった。「ママっていうものは、ただでさえガミガミ言っちゃうものでしょう。いいのよ、ここでは黙って見てなさい。暴力とやんちゃは違うんだから」そう言って“やんちゃ”な息子を自由に遊ばせてくれる。喧嘩も勉強。経験豊富な**おばあちゃん達**がいつも見守ってくれている。



「子ども・子育てに関する新システムに関する中間とりまとめ」への

全国保育協議会の意見

1. 新システムの法案提出ならびに制度施行は、財源確保とあわせて行われるべき
2. 今後の検討にあたっては、幼保一体化の最終的な姿である「幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払った」完全なる一体化を念頭において行うべき
3. 今後、詳細な検討がなされる質の改善（機能強化）については、子どもの健やかな育ちを保障するためにも、項目の拡充と財源の上積みを目指したものであるべき
4. 経済的な理由によって利用が妨げられることのないよう、利用の制限につながる上乗せ徴収は認めないようにすべき
5. 再開される検討の場には、基本制度ワーキングチームを構成した関係団体や地方公共団体が引き続き参画できるようにすべき

子ども・子育て新システムの検討に関する

全国保育協議会の意見

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国 保 育 協 議 会

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」(以下「基本制度案要綱」)に示されている「すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切に作る社会」を実現するという基本に戻り検討すべきです。

1. 児童福祉としての役割を維持するべき

新システムと「こども園(仮称)」は、子どもの最善の利益の確保や子どものセーフティネットなど「児童福祉」の機能を守るものではなくてはなりません。これまで保育所が果たしてきた機能・役割を確実に継承するべきです。

2. 制度設計は、財源確保と一体的にすすめるべき

新システムの導入は、恒久的・安定的で十分な量の財源確保が不可欠です。新たな制度設計は、財源確保と一体的にすすめるべきです。

3. 手厚い支援を必要とする子どもへの対応を強化・充実するべき

療育を要するなど、手厚い支援を必要とする子どもへのきめ細やかな対応を強化・充実するべきです。

また、経済的な理由によって利用が妨げられることのないよう、「応諾義務」を明確にするとともに、利用の制限につながる「上乘せ徴収」は認めるべきではありません。

4. 市町村の関与を法で明確に定めるべき

日本のどこに生まれ育っても等しく子どもの育ちが保障されるように、基本制度案要綱に記載された市町村の責務を具体的にかつ明確に法で定め、着実に推進することが必要です。

5. 新システムの導入は、最低基準の改善等、保育の質の向上につながるものでなければならない

12月28日の基本制度ワーキングチームで提示された内容に加え、グループの小規模化、保育士の研修権・教材準備時間、開所時間中の保育士配置の確保等、質の充実が実現されなければなりません。

6. 就学前の時期は 3 歳で分割することなく、発達の連続性を確保した制度として構築すべき

就学前の時期(乳幼児期)は、「子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培うきわめて重要な時期」(保育所保育指針)です。発達の連続性や個人差を配慮した関わりを確保するために、満3歳で分ける制度とすべきではありません。

7. 真に利用が必要な人が利用できる制度とすべき

新システムは、真に「こども園(仮称)」の利用が必要な人が利用できる制度とすべきです。そのためには「保育を必要とする」人が優先的に利用できる制度とすべきです。